

○国立大学法人徳島大学とくしま地域産学官共同研究拠点設備管理規則

平成29年3月17日

規則第40号制定

(趣旨)

第1条 この規則は、地域産学官共同研究拠点整備事業に関する協定に基づき、国立大学法人徳島大学（以下「本学」という。）に設置されるとくしま地域産学官共同研究拠点の研究設備（以下「設備」という。）の管理及び利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 設備は、先進技術、革新的技術を研究開発するとともに、高度技術者を養成し、地域経済の活性化、地域産業の変革等に寄与するために利用する。

(設備)

第3条 第1条の規定により利用に供する設備は、別に定める。

(総括管理者)

第4条 設備の利用許可その他管理運営について総括させるため、とくしま地域産学官共同研究拠点設備総括管理者（以下「総括管理者」という。）を置く。

2 総括管理者は、研究支援・産官学連携センター長をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 設備の技術的相談に対応するため、設備ごとに管理責任者を置く。

2 管理責任者は、理工学部長又は生物資源産業学部長と協議の上、総括管理者が委嘱する。

(利用者の資格)

第6条 設備を利用できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の職員及び学生
- (2) 他の大学の職員及び学生
- (3) その他総括管理者が必要と認めた者

(利用の手続及び許可)

第7条 設備を利用しようとする者は、国立大学法人徳島大学とくしま地域産学官共同研究拠点設備利用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）により総括管理者に申請し、その許可を得なければならない。

2 総括管理者は、前項の申請を適当と認めたときは、国立大学法人徳島大学とくしま地域産学官共同研究拠点設備利用許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(利用の変更及び中止)

第8条 設備の利用の許可を得た者（以下「利用者」という。）が利用を変更又は中止しようとするときは、速やかに総括管理者に届け出るものとする。

(利用許可の取り消し等)

第9条 総括管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第2項の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 利用者がこの規則に違反したとき。
- (2) 申請書の記載事項が事実と反するとき。
- (3) 設備の維持管理上、利用させることができなくなったとき。

2 前項の規定により利用の許可を取り消し、又は利用を中止させたことによって利用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責を負わない。

(利用料)

第10条 利用者は、設備の利用に要する費用（以下「利用料」という。）を納付するものとし、その額は、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、総括管理者が必要と認めたときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。

(納付の方法)

第11条 第6条第1号の者に係る利用料の納付は、予算の振替により行うものとする。

2 第6条第2号及び第3号の者に係る利用料の納付は、本学が指定する預金口座へ本学が指定する日までに振り込むことにより行うものとする。

(利用者の義務)

第12条 利用者は、本学の諸規則を遵守するとともに、総括管理者及び管理責任者の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は重大な過失により設備等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第14条 本学は、設備の利用によって利用者に生じた損害について、利用者に対し、一切の責任を負わない。

(事務)

第15条 設備の管理及び利用に関する事務は、研究支援・産官学連携センター研究推進部門において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、設備の管理及び利用に関し必要な事項は、研究支援・産官学連携センター会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月1日規則第35号改正）

この規則は、平成29年11月6日から施行する。

附 則（平成31年2月25日規則第40号改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日規則第59号改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月21日規則第10号改正）

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第96号改正）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。